

正校

地方落穂集

九十

73

6424

5





73
6424
5

校正地方落穂集卷之九

目録

- 一 評定并發端年歴の事ヘカクテウシヨホツクシキ ○ 同者板定書の事ツホクテカバシタダシガキ
- 一 田畑永代賣仕置の事ツハタチノウキウツシラキ
- 一 公事方勝手方公用日并刻限の事クシニカテカウテカカニヨヨラシ
- 一 徳川將軍家代々精進日の事トクヰンサマノシヨウジ ○ 紀州家代々忌日の事キシウケ
- 一 前々仕置筋の事ゼンゼンシシキ ○ 外罪除日の事ソノイジヨニチ
- 一 追放軽重の事ツイハクケイジュウ ○ 過料の事クワレウ
- 一 差紙不參の事サシシラフサン
- 一 亂心ランシンノ人ヒトヲ殺コロセシ者モノノ事
- 一 追放百姓跡式ツイハクヒヤウセツシキノ事

故櫻井理行氏
大正四年
十月廿三日
櫻井氏の
寄贈

一 酒狂ニケウの人手テと負スせし者チの事
 一 同人トウジンと打擲ウチウツせし者の事
 一 同諸道具トウショドウと損シせし者の事
 一 同自分トウジブンと疵キズ付ケし者の事
 一 仕置者シゼキヤ先達サキダチて拜借物ハイヤクモノの事
 一 百姓持社ヒヤクシヤチの事
 一 評定所出役ヘイテイショシュツヤク手代扶持テダイフシ方の事
 一 村方欠落者ムラカタケラクヤ跡式アトシキの事 ○ 所拂トコロハヒの者モトメ跡式アトシキの事
 一 倒産者タウサンヤ見ミ分ワケ心ココロ得トクの事
 一 手負死人テライニシタ見ミ分ワケ心ココロ得トクの事 ○ 手負人取扱テライニシタトリアタ并ナ忌イミべき品モノの事
 校正地方落穂集卷之九目錄畢



校正地方落穂集卷之九

信陽 東條耕子蔵 校

○ 評定所發端年歴の事
 一 元和元年ゲンワの項コト迄マデの公事コト出入願シュツニュウガン訴訟シツソの類ルイの酒井雅樂頭カネノノミヤノウヂ屋敷ヤシキと安藤ヤスドウ右京進ウキヤウシン金地院キンヂイン小列坐コレツザと寺社テラヂヤ出入共裁シュツニュウキザイ許有ヨクアリ理由リユウ寛永カンエイ二年三月四日ニニヤンニサツヨチニチ又改マタカヘり是コノコトより評定所ヘイテイショと号ナヅケし者モノ板イタの面オモテ十二月二日又相定マタアヒヨウサマる
 ○ 評定所着板定書の事
 一 寄合式ヨリアヒシキ日ヒ毎月ツキ二日十一日廿一日ニニチユウイチニチニニチ諸奉行ショフギヤク立合タテアヒ四日十三日廿五日ヨウヤクニチトウサンニチニニチ公用有コウヨウアリ之コノコト又於マタてと延引ノビヒキするべき事
 一 寄合所ヨリアヒトコロへ評定衆ヘイテイシュウ卯ウの半刺出坐ナハサシデ致シし由ユ用隙ヨウキ明次メイジ弟退散テイサン有アリべき事

校正地方落穂集 卷之九

一 評定所へ役人の外一切参らざらん。勿論音信停止の事

一 公事人の介添を老人并に幼年病者の外停止の事

一 公事訴訟人罷出の者仮令直参せりと雖も刀脇差帯をばらざる事

一 公事人親類縁者知音の好身と雖も寄合所は於て評定衆取持る事

一 國より来る公事人を江戸着の順に承るべく、当地の公事人を日マ帳面より先次第に承るべく、但し承るべくして不叶候又ハ急用の格別の事

一 公事人へ不審申掛る候筋の役人を勿論惣坐中より遠慮あり存寄の趣申渡さる事

一 公事裁許以後其筋の役人裁断の始末書由致さるべき事

一 公事其日は落着ふま候に重て寄合致され其上より相済め候に言上致さるべき事

一 役人宅より承りし公事訴訟評定所へ出さるべき候有之は於て証文証据にお揃へ寄合所へ出し滞りなき様致さるべき事

一 預め長く不差道迄夜穿鑿致さるべき事

一 裏判并に口状を受違來の者と其所の遠近と考へ日数を積り輕重に應じ過料もさるべき事

右の各々相守らるべき者也

寛永二十二年十二月

○田畑永代賣店仕置の事

一 賣主寄舎の上追放本入死の時の子同罪

改正也...

一 買主過急奪舎本人死の時ハ子同罪

但し買主田地賣主の代官又ハ地頭へ取上るし

一 證人過急奪舎本人死の時と子同罪

一 質を取者作取ふして質買者より年貢後勤へど永代賣同然の由

仕置但し之を頼納と云

右の通田畑永代賣買停止の後寛永二十未年十一月仰せ出され也

○公事方勝手方由用日并ハ制限の事

一 公事方式日 列坐とりふ 二日 十日 廿一日 明六ツ時始

当日老中出坐かり明七半時過出坐あり多クハ十一日斗り大日付立

合月番奉行七時詰合其外と七半時詰あり

一 同評定日 四日 十三日 廿五日 四ツ時始

月番奉行斗り六半時詰其外ハ五時揃

一 同内寄合 六日 十八日 廿七日

奉行中宅と寄合有之苗役中とも四時揃

一 勝手方 七日 十六日 廿六日

但し公事方勝手方惣寄合

○徳川將軍家代々精進日の事

初代東照宮 元和二辰年四月十七日 日光

二代台徳院殿 寛永九申年正月廿四日 芝

三代大猷院殿 慶安四卯年四月廿日 日光

四代嚴有院殿 延宝八酉年五月八日 上野

五代常憲院殿 宝永六丑年正月十日 全

徳川將軍家代々精進日

六代文照院殿	正徳二辰年十月十四日	芝
七代有章院殿	同 六申年四月晦日	全
八代有徳院殿	寛延四未年六月廿日	上野
九代惇信院殿	宝曆十一巳年六月十二日	芝
十代浚明院殿	天明六午年九月八日	上野
十一代孝恭院殿	安永八亥年二月廿四日	全
十二代文恭院殿	天保十二丑年閏正月晦日	全
十三代慎徳院殿	嘉永六酉年七月廿二日	全
十四代温恭院殿	安政五午年六月八日	全
十五代昭徳院殿	慶应二寅年八月廿日	芝

○紀州家代々忌日の事

南童院殿 正月十日 清溪院殿 八月四日 高林院殿 五月十四日
 源覚院殿 九月八日

○前々仕置大概の事

一 而林木盗と取外者の事 是を代官手代見分は差遣りし紛をあくの
へを牢舎申付置死罪の上獄門子死罪

一 裁許破の事 是を裁許済の儀と破り者と檢使の上五十日或は百日
過急申付誤りへを赦免

一 代官背き者の事 是を代官申付と背き由相関へへを牢舎申
付日数相立誤り肯代官伺ひへへ出牢放さくべし

一 地頭背きの事 是を倉淺の上老中へ相伺ひ品を寄追放逐島或は死
罪より申付る又を地頭へ社下自分仕置を申付べき旨社柳渡美り有

一 料所の名主私慾の事 是を名主私慾有之由百姓共申出りへど詮議

の上私慾は極りいへど仕置申付又百姓申掛りいへど是亦仕置申付

一 田畑永代賣の事 是を田畑永代賣致ししへを賣主加判の者違害舎

申付賣主ハ出牢の上江戸在所追放買主ハ金子損失致し出牢申付

在所ハ相取し加判の者を過怠害舎のといふ構ふく差戻を賣主并

請人共親存生よりへど子構ふく親を果しへを親の代り子右同罪

一 田畑頼納賣買の事 仕置永代賣と同じ

質田畑之事 是ハ澄文吟味の上年季と限名所と差名主加判有之ハ

へと二切作徳三十日限り済まき旨証文申付其上より滞りいへど

質地金主方へ渡さる

但し日限の事其以後と金高に應じ段々極りいと証文申付る

一 船荷物盗取賣買致しし者の事 是を船荷物と盗賣買致しし

約とあくりいと牢舎の上死罪

一 先住借金の事 是を先住借借金銀有之段後住知らぬして入院致

し以後先住の借金申出りへど右金子證入共申付後住は構ふし

但し先住借借金承知の上入院致ししへを右金子済まき旨澄文申

付勿論証人共へ加判申付る

一 凶所忍び通り者の事 是を其所は於て獄門を行ふ

但し當時を確と成る

一 細工人弟子の事 是を細工人弟子師匠の方を無理又暇を取同し細工

致し師匠の業妨と成り音許へ出りへど師匠の口職致を問敷旨証文申

付師匠へ死下附 外商賣人ハ右と准と

一奉公人の事

是と主人氣を叶はし暇出せし欲又と奉公人より暇
取れ処給金滞りし付主人許詔致しへと清人に金子消さるべき音
申付且欠落者を給金も尋も清人に致させ給金消さるへと永尋申付

一奉公人取逃并町人手代引負の事

是と奉公人取逃致しへと先給
金消さるべき音并又三十日限り尋申付置其上より尋出せしへを取逃
品く清人辨しし指申付お清の上と欠落者永尋申付但し町人手代引
負致しへと金子消させ手鎖を掛清人に預け引負金給金共消切の
へと当人を牢舎申付引負の金高に應じ或ハ追放遠島申付引負欠
落致しへと是又清人に給金消さるべく且欠落者も尋も音申付其
上より尋出せしへと引負金清人に消させ出入消しへと欠落者と
是亦永尋申付る

附奉公人欠落并手代引負の後訴へ出せしへと裏判を出し若し對
決致さるる以て内証して事清しへと引負致し者も構ひふし

一主人へ難題の事

是と金淺の上縁とあくと次第を寄り過急申付
一騒動付の事 是と金淺の上双方共牢舎申付置頭取の者江戸在り追放
牢内より逃出并手鎖脱しの事 是と金淺の上死罪

一町人帯刀の事

是と金淺の上追放
一密通の事 是と夫の女と密通致しへと男女とも死罪且密會致し
て見届け斬殺し共夫と構ふし女子とも男子とも一人を殺し陰謀
の上密通致さる由申しへと牢内に於て拷問を遂げ若し夫申掛り
よへと其者解死人密通致さるど夫と構ひふし

但し夫の女と召抱へ主人手と付けしと主人と密夫と相成らる

一 縁よ就き女と密通の事 是を夫あまき女と密通致ししを死罪及

つて男女共金銭の上牢舎申付落着の上女を親元へ返し男は追放

一 主人の娘と密通の事 是を詮議の上速島又を死罪

一 夫りる女へ艶書の事 是を夫りる女へ艶書と付しへど金銭致し密

通致さるへど女は構ふし艶書遣しし者へ密通も同断致死罪女も

其時の金銭次第申付る○先年室賀山城守大坂町奉行勤役中大坂天

満町に於て夫りる女へ下男艶書と付し処承引致さる度々及び若

し夫へお知せしを迷惑に存し井戸へ身と投し処家内の者見付差

面し付出入し及び吟味の上男引廻の上磔にお成女は構ふし

一 出家難題の事 是を金銭の上脱衣せしめ牢舎の上死罪申付

附出家し女難題申掛し者と品を寄速島又ハ死罪

一 車借并日ふし銭の事 是を日ふし銭致しし者を牢舎金子車借致

しし者借金取上ふし

一 仲間出入の事 是を商賣物或ハ清負事の仲間を出入し及びへど

証文お吟味の上お對次第致さるべき旨申渡し取上ふし

一 相請の事 是を人請店清金銀并質池にお清し立し者ハ牢舎追放

無尽の事 是を証文又無尽の文言ゆれを取上ふし

一 無尽帳預り金の証文持へし者の事 是を金銭の上詮まあふへど

牢舎申付置追放或ハ速島

一 評定所奉行所へ於て裁許し及び上欠落致しし者の金子の事 是ハ

預り金并賣掛亦有之評定所并奉行所へ裁許の上日切証文申

付置し処金主欠落致ししへど惣て欠落者の家財亦欠所は成り故右

金子滞り者又評定所奉行所へ納めさせ

一 評定所奉行所にて裁許又及び上外の料にて仕置成り者の金子の事 是を右月断

一 右同所又於て申付の日切手形落し者之事 是を日切手形落し

由所へ出いへを尋出しし移申付其上より尋出むへを半年程過

申付其上差帛を以て相手の者と呼出し前方の留書を見合せ新証

又申付前くの如く金子取上させ

一 立替金の事 是を諸式立替金当人店清或は大屋店下清或は出店寄

親小を段々評議の上申付其時の吟味次第其筋へ申付

一 引取者并は届受り者之事 是を出入所と申せし内を何方へも出

づるをふいへども大屋并は清人亦出入引清外へ引渡し度旨願出

へど相渡しし是れ其時の金淺次第申付尤も出入引清追拂ひ致

一 旨申いへど追拂ひせし後も有り

一 目安差紙受取る者之事 是を裏判り目安并は判形なる差紙を

相付小節墨付成をれ有之旨申し受取る者へ更差紙を以て

呼寄せ過怠とて手鎖申付三四十日お立を之を免を

一 養子妨げり者之事 是を人の養子と妨げり者を金淺の上過怠とし

て牢舎申付の日数お立いへを養子の後ハ前方約束致し者の方へ

一 逃散百姓の事 是を地頭へお願うべき旨申渡し奉行所を先取

上ふく差置然を共敷度願出いへを内意と清金淺と遠く免も有り

尤も上より差因うて金淺と遠く免も有り仕置を金淺次第伺申上

一 遊女の事 是を人の娘と養女と貫ひ或は下女と台抱へ又ハ誘引出し遊女を賣る者の江戸中引廻しの上礫を行ひ澄人も死罪申付る尤も身代金を当入の店清或は口入人の店清へ申付る
右を前との仕置筋大概此の如し心得の為之と記を猶其時の刑制法と守るべきあり

○ 死罪除日の事

一 死罪仕置除日の後緊と仕定をふし精進日其外祝儀事ハ所る日定日の精進日其外朔日十五日廿八日五節ハ心付手鎖ハも遠慮をせし定式の除日左の通り

西誕生日

十月 廿一日 十二月 廿一日 十一月 廿七日 七月 廿七日 五月 廿二日

西忌日

正月 十六日 二月 廿一日 五月 廿六日 六月 四日 九月 廿日 十月 廿七日
十一月 廿七日 十二月 廿一日

○ 追放軽重の事

- 一 重追放 関八州 武蔵伊豆相模上野 山城 摂津 駿河 甲斐 尾張 紀伊 堺 奈良 長崎 東海道筋 木曾 路筋
- 一 中追放 江戸 十里 四方 京 大坂 奈良 堺 伏見 長崎 東海道筋 木曾 路筋 日光 道中筋 甲府 名古屋 和哥 山 水戸
- 一 軽追放 江戸 十里 四方 京 大坂 東海道筋 日光 道中筋 甲府
- 一 江戸追放 江戸 十里 四方 但し此輩の所々書付後
- 右追放軽重とも其者の住居せし所を其國一ヶ國に構ひ但し江戸追放

と江戸十里四方并其居村と構ふあり都て追放の評定所を申渡さ
 せ其上の小人目付町同心立合を常盤橋外を連行追放を
 一舟拂 是を居村を勿論江戸中を構ふあり私領の者を居村并其城下
 斗りと構ふ但し一領支配を他村と構ひふし
 一追院 科の重き其村并江戸中を構ふ軽きと其村中斗夫より輕
 きを其手中斗り構ひふ成る

○過料の事

一過料村方へ構ふ時と一村高百石は付大低錢十五貫又人数へ構ふ時ハ
 廿人以下一人は付錢三貫又宛廿人以上を惣人数より五貫文使あり尤
 も其時の品より増減あり右過料錢の都て伊奈家の構ふより半左
 衛門後所へ納るべきあり

○差紙不察の事

一公事訴訟人呼状遣はし察らざる時と重て召出せし節手鎖申付来し
 処向後定書の通り過料申付べき旨享保十一年十一月三日相定る

○乱心して人を殺せし者の事

一古來を乱心して人を殺せし者解死人よりあつべりし処後年評淺の上役
 令乱心して人を殺せしを解死人と定る

○追放百姓跡式の事

一追放の百姓田畑屋敷諸道具是追及所よりありし処向後と家諸道具ハ
 構ひふき旨享保二百年六月廿九日相定る

○酒狂して人を手を負せし者の事

一酒狂の上人ハ疵付し者ハ其主人へ預け置瘋受し者平愈致さば療治

三十一

代と出さるべし若し療治代出し難き者の脇差と取上疵受し者へは
下酒狂人を主人へ渡し右療治代疵の大小拘りて中小性体の者銀
二枚徒士の金一両中間を銀一枚出させ疵を被し者へは下

○酒狂人を人と打擲せし者の事

一酒狂人を人と打擲せし者の身代限り諸道具取上打擲は逢し者へは
下右の趣主人へ断りし時欠落の申をとら主人方へ罷出三日の内ハ
欠落はお立位

○酒狂人を諸道具損せし者の事

一酒狂人を諸道具と損せし者の過料出させ損失の者へは下過料出し
難き者の身上限り申付らる

○酒狂人を自分と疵付し者の事

一酒狂人を自分と疵付外は科なき者ハ疵養生を及びは早速主人へ引渡
○仕置物前方拝借物の事
一仕置は成し者前へ拜借物の儀を奉指あり

○百姓持社の事

一百姓持の社と寺院別当の由申争ふ時右社の鍵と寺とを所持なきは
什物帳に其者の名印なき時を寺院申分立位

○評定所出役手代扶持方の事

一評定所出役手代扶持方の一人は付二人扶持宛并は筆墨紙蠟燭代と
社下あり又右の外式日出會の定日をお除き内寄合臨時評定臨時寄
合并は苗役へ公用は付罷越えを節の分日数定めの外一人扶持充増扶持
并は召連し者の日雇賃も右日数を以て社下苗役吟味の上口上書に押

切印形出さる由り是を以て勘定相立りあり右の享保十二年の春出役
手代お願ひ伺の上定る

○村方欠落者跡式の事

一 村方欠落者日限尋申付相見へて永尋も成ても相知も右の者所持の
田地家財亦ありて外ふき者あれど欠落よを相成らば若し妻子あぐど
品も寄り分散もあふあり然し当人知せし上を貸方の先を取上ふ
し然も共家督お統の者ありば其者引受るとなり惣トく外ふき者
あれど決し取上の儀伺ひ申間敷とあり心漏違しく取上伺ひし
類もありし外附紙も右の通下知ありしあり

○所拂の者跡式の事

一 所拂の者跡式を構ひおし然も其決したる法と申よてふし但し伺よ

田地家財亦妻子は下小存よと申儀の書け筋の由事よより品
ありと故其節の内意伺ふべきあり

○行方知せし者死散見分の事

行方知せし者村方よと倒せ死し見分の節を村役人其外百姓ホ立合
せ打疵斬疵或は縊殺せし我の趣熟と吟味を遂委細査の上懐中物
の有無年齢衣服亦の色品帯に至る迄口上書よ裁せ之を取り惣身無疵
よと怪き儀もあぐ其趣の口上書を取べし見分吟味残る方あぐ消ハ
早速飛脚を以て伺ひ下知の上三日の内曝し施主出を其儀よを捕よ
入其場所よ埋るとも又を埋め難き場所あぐ最寄寺院へ埋むべし
叔又倒せし場所人の往来ふき所あぐ村境の往来る所へ札を建倒
せ者男女の別年齢并は衣服懐中の品追書付べし但し懐中は金銀亦有

之とも書付へり。是を偽を防ぐ為あり。右雜物金子亦を村役人立合の上寺院へ預け書付を取置べし。右の者の親類亦尋ね来らば。於て右の品を寺院へ法事料に納むべし。又怪き儀あり。口上書見分の趣を書取夫より吟味の次第の品より。如何程も。一物て倒者を取扱ひ品りる事あり。仮令ハ脇差一腰。下帯も縮羽二重。用ひし倒者も土間は。庭を敷其上。伏させ頭の見へば。格は庭を掛置あり。又右の通の衣服下帯。両刀を帯したる。倒者も土間は戸板を置其上。布團を敷上。布團を掛右の何れも頭を隠し。但し右の体も木綿の下帯を用ひし。武士町人は。拘り。土間は伏させ頭を出し。菰を掛置あり。下帯あり。曝し。及。取捨る。是は無宿。准じ。非人の手は掛あり。又漆布を。下帯は。せ

し倒者の爲の者は。准じ。右何れも。伺の上片付るあり。

一倒者倒せ格品。わり。面を上。ふ。倒せたる。死人の惣丈七分三分。二境へ掛るとも。頭の方より。引受。厄介を。さ。あり。又面を下。伏せ。倒者も。足の方より。取片付を。是を。此者。今。近歩。行来る。方より。死を。遂。ある。依て。あり。後へ。倒る。時を。つ。て。足前の方へ。出る。又。前へ。倒る。時を。つ。て。頭前へ。出る。を。あり。都て。足の。通ひ。長短。心。付。べし。如何。格。倒る。とも。右。准じ。推知。べし。又。く。分。別。し。難。ま。い。両村。引受。申付。べし。番。を。都て。引受。の方より。出し。隣村。へ。立會。申付。る。

○手負死人見分心得の事

一 手負死改るは惣て人の真向の中を一尺二寸横身を四寸は取あり
一 打込疵を長の四分一を深は取るをあり

一 痲々巾を取ざるものあり是知る故也痲口をてせ
 返り両方へ切くまるとも元來痲巾のふきまの也
 一 横痲の横身と四寸と取故一倍も切ても四寸あり勾
 配へ廻りまの痲ハ深し切下とり向前同じ格も切
 あり然し横痲ハ横立て何程切下方多くとも本体
 を横痲を以て体は取るあり図下の如し
 一 年痲の格子檢使の者委細容体を書付口書を取添へ
 上るあり口書の取格ホも出せ
 一 手負の者見分の仕方衣服ホを脱せ改ること決し
 為べつて手負の者身体痛まざる格随分心附見分



一 衣の上より切し痲あれど其汗衣服を切らどきゆるり上置見
 分をぬし帯など解せると是亦宜しうぐ気弛くと絶入とらるもの也
 一 臆切口より出て痲口見分成難き時の平皿の蓋へ真綿う吉野紙を敷き
 其綿を下よりそとをくひ上まど臆分り痲口知りてあり但し此の如き
 時々切口何寸臆何寸出ると書付べし深さを記らるるあり
 一 都て手負の者見分の時の其道の醫師を呼寄せ手負人の容体と尋
 ね惣とて取扱の醫師は致さを見分斗う致さぬし尤も手負の肋と成
 あり不案内とて取扱ひ何を失のちる時の役人の不調法とあるあり最
 初療治は掛りし醫師の口上書を取べきあり
 一 痲口の寸法を改るとの曲規を以て寸と取るべし丸の形は寸と取
 痲口格別長くあるもの也曲規を左右一文字宛て寸と取るべし

一 痲口の寸法を改るとの曲規を以て寸と取るべし丸の形は寸と取
 痲口格別長くあるもの也曲規を左右一文字宛て寸と取るべし

一手負の口書を取るの随分念入りく閑し取べし都て手負の疵の軽重
と其人の気性は由て口乱るるなり今正気は物言ふ内は心乱の
疲ま依てふらりと本心を取失ふものあり箇極の節は叱り励ま
氣を付べしされば肝要の事と関くは大事の処斗り直に押返して
取べし先第一切に相手并に如何様の意趣を切られし裁の音熟と尋
べし外の事の氣乱を申口不都合あるとも相手と慥はゆふものあり
所の者より右の趣を傳へ関くを奥書は所の者の申を趣と書加へ取
べし又申口盡く乱を前後正体ふきことを云ひ取用ひ難より立合
の親類所の役人共より其趣の書付を取べし其上に其節居合せし者より

切られし場所近辺野辺ふねど其辺に作り居し者其外少くも手
掛りたる金銭を遂べし吟味の為方手荒あねど却と言ひゆるもの也
心得りたることあり

一手負人の口書其者印形を身自由にあつて印形返し難き時の所
の名主又の親類の内重立し者へ受取せ手負人誰申は申違ふ之は付右
の者印形拙者受取代として口書印形仕はとの音文言の未は加へべし
一手負の口書其者の名の脇に当何の何十歳と記をべし
一右親類村役人或は斬らねし場所の近邊の者又家の内その事あるは
其宅の向或は隣家亦吟味の上口書を取り其外其節の時宜より口書
取べき品多くはつべし兎角吟味の趣種々ありぬ格約めて取べし
一手負見分の節添檢使奉らば口書は兩人別間隔て相口を取らば

一 手負の妻子又の親戚家来ハ其外立合し者の申口を引分て聞き吟味
 返し合ふ合はるるを見見る為あり一人見分のときと手負の口上を取り
 消し上りて坐敷を隔て他の者の口を問ふべし尤も手負の口書ハ親
 戚村役人等知の印形と取り其外の口書を村役人等立合せ取べし
 一 手負ハ何處よりハ胸へ血落入てハ助うらばるるものあり
 一 疵の場丹より肉薄き所ハ長ハ四分一と深き取骨へ切込しハ助う
 らぬあり又急所を斬しハ薄手より死をあり箇格の場丹ハ深知
 ず由記とべし何とぞ知る音若し察当りハ急所を取扱ひ返し
 難きハ付深寸法取難く凡を見及し所ハ何程位も有べく音申上るあり
 一 仮令ハ眉間より鼻の間と切下らぬ疵長四寸ハ此四分一と見て深
 一寸とし其頭の鉢へ切込ハ付生ゆる者あり是ハの疵ハ眼鼻の間ハ四

とと深き取てよし
 一 鎗疵ハ深知難き故書ハ及りハ腸出しハ其趣と書べし
 一 死人ハ疵の深き書ハ及りハ長計と記をべし
 一 手負見分ハ行し節ハ先名主の宅ハ着し委細の格子を尋ね食食ハ及
 し随分心と落着始終の工夫と返し静うハ罷越美第一あり
 一 右手負ハ付大勢科人ハ出来べき格子あるを随分勘辨と返し事と小
 く消を格の心得肝要あり但し此云へどとて大事の儀と見道とハ惡し
 兎角相手ハ一人ハ大勢ハ掛らばる格をべし然し時宜より云ふ
 し手負の当人を自分の苦痛と心気乱るるハ依て有ゆらぬと云ふ
 そのあり都て検使の耳に入てハ閑流しハ成難左をハ無益の事ハ手
 間と小き事ハ大く成るあり勘辨第一あり

一 都て吟味の為方の扇子を開き見る如くあはれし扇の未廣をねども元
 一 束ね要を以てメたるものあり吟味此の如く廣うりある事と次
 一 第は縮める格は取扱ひ束ねたる角よりき格よる心得第一あり
 一 見分吟味を済口書残らば取揃りて止証文と云と取とあり是は当人の
 一 親妻子并親親村役人百姓共の印形にて取べし其父の此度何の候
 一 又付正見分として正越下正見分吟味を成方少しも非分ある候由
 一 坐あり毛頭申分正坐あり尤も正見分を清残り所なく并正吟味
 一 又付申上残し候候之は願申上筋決して正坐ありいと申文言程
 一 其時宜に依て書加へ然るべき候に書添右の者共の印形を取べし但し
 一 村役人と奥書は立合文言いと右の趣を書加へ印形を取らべし
 一 右の外正定の木錢証文と取べし是亦正運苗中正非分ある候又正馳走

がゆしき候一切仕らざる趣書加へ取らばきあり

○手負取扱ひ并忌べき事

一 切腹ふど仕損じ腹へ刀を貫き倒れし手負は多く右へ倒るるものあり
 一 其刀を扱ふハ刀を両指と挟み腹の皮を扱と穿せ刀を扱取ら其口を
 一 塞ぐべし勿論皮と右の方へ押寄て塞ぐあり然る時の肉の穴と皮の穴
 一 と喰違ひあり腸出づるあり叔坪の蓋をど塗物と疵の所は當て後の
 一 方より布を引廻し緊と結で置ハ醫師の来るゆで別糸ふきとるあり坪
 一 の蓋と當るハ風を厭ひ又ハ醫師来りて取らざる時口痛まぬあり只布
 一 して巻き或ハ外の品を當る時ハ血當物へ粘り付引放し時苦痛し元氣
 一 疲るるあり又疵口より風入るハ破傷風と云病あり落命をまあり
 一 疵口より腸出るるを早くよく入右の如くして置べし腸出るると其

交三九一ノ... 三十一終

俛^マて置^ラバ風^フ当^タり膨^フき乾^カま^ス入^ル兼^ニ命^ヲ危^シし又^モ血^ノ多^ク出^スて止^マらぬ時^ハ波^シ布^ヲを卷^マべし血^ヲ止^ムるあり

一^テ手^ヲ負^ヒ女^トと近^ク付^ツづ^クは仮^ニ令^シ縫^フる疵^ヲも破^レ且^ツ心^ノ乱^レを申^シ口^ヲ紛^レくとし前後^ヲを初^メ正^シ氣^ヲて申^セし跡^ヲ口^ヲ乱^レを初^メの申^シ

口^ヲも疑^ヒ出来^ズと決定^シ成^ル難^キまて成^ルるあり尤^モ書^キ上^ニ伺^ヒむがうし

一^テ手^ヲ負^ヒ又^モ腹^ヲ立^セぬ様^ヲをべし噴^ク時^ハ血^ヲ走^ラして止^マらぬ仮^ニ令^シ平^ニ愈^シ致^シか^クして疵^ヲ口^ヲ破^レるあり況^ハ縫^フる当^ト坐^トをや尤^モ慎^ムべきあり

一^テ手^ヲ負^ヒ又^モ眠^ラるべし氣^ヲ弛^ムて血^ヲ死^スるより療^ヲ治^シ難^キまをふ

一^テ手^ヲ負^ヒ又^モ奇^ニ怪^シ夢^ヲを見て驚^クる時^ハ然^ル時^ハ身^ヲ破^レ死^スるあり

一^テ手^ヲ負^ヒ又^モ随^ハ分^カを付^ケ又^モ比^ト具^トあり吐^クる筋^ヲをべし手^ヲ負^ヒの者^ノ眼^ヲを

を^シつるを死^シて又^モ眼^ヲを^シて働^クる生^クるあり又^モ曰^ク紅^ク白^クの紙^ノ燭^ヲを顔^ヲと見^ス

る赤^キまの生^クる左^ニ赤^キまを死^スるあり

一^テ死^シを^シて手^ヲ負^ヒ又^モ足^ヲを踏^ミ延^ビし手^ヲ握^リ詰^ムるあり

一^テ深^ク手^ヲ握^リて即^チ死^スの者^ノ疵^ヲの深^クと記^スる及^ビ長^ク斗^ヲと書^キ若^シ相^手と

捕^メへし時^ハ切^リ音^ヲ趣^キ一通^ヲ尋^ネべし仮^ニ令^シ理^ハ強^クる片^ヲ口^ヲてハ証^ト

と為^レ難^シ依^テ只^ニ斬^リ事^ヲ向^テ届^ケるよし殺^スる者^ノ何^レも解^シ死^スるあり

其^ノ外^ニの吟^ヲ味^ヲを前^ニ准^ズ都^テ相^手ハ嚴^シく櫛^ヲめ置^キ丹^ノ者^ヲ番^ニ申^付る

あり尤^モ斬^ラれし者^ノ親^ノ族^ノの内^ヲと相^番申^付る之^ハ自^ラ殺^スる防^グ為^スふ

り勿^シ論^ヲ村^ノ方^ノ番^ノ人^ノ共^ニ懐^ク中^ニと改^メせ扇^ヲ子^ノ揚^テ枝^ヲホ^シ至^ル迄^ヲ持^テせぬ様^ヲを

べし囚^ノ人^ヲと下^ニ帯^ヒ追^ハ外^ニを手^ヲ鎖^シと打^足るハ羈^ヲと打^腰繩^ヲと此^ノ度^ニ繫^ギ

一新し者知^レず時^ハ殺^レりし親類共平日心當^リの有無と尋ね又ハ村役人へも入札申付或ハ銘^メ家内と吟味し及物衣類ホと改むべし其節用ひし及物又ハ股血付飯令洗ひても油氣^ア被^レ又衣服ハ其場と洗ハハ際立表と知^レども綿^{ワタ}へ血の赤^シをと被^レるるあり其時の品^{モノ}由^ユり吟味の為^ニ方種^{カタ}く^イら^ベし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之九 畢

校正地方落穂集卷之十

目錄

- 一 鯨^{クジラ}一定法^{ホト}之事^{ノト} ○ 流鯨^{ナガレクジラ}の節^{セツ}注^{チウ}進^{シン}書^{カキ}之事
- 一 鯨^{クジラ}見^ミ分^{ブン}罷^{マカ}越^カし手^テ代^{ダイ}吟^キ味^ミ心^{ココ}得^ロ之事^{ノト} ○ 同落^{オト}扎^{クラ}金^{キン}高^{カウ}勘^{カン}定^{テイ}之^シ所^{シヨ}へ書^{カキ}上^{アゲ}之事
- 一 同^{ドウ}十^{ジュウ}分^{ブン}一^{イチ}水^{スイ}立^{テイ}殘^{ゼン}金^{キン}村^{ムラ}方^{カタ}へ被^{カケ}下^ゲ候^{コウ}同^{ドウ}書^{カキ}の事
- 一 金^{キン}山^{サン}間^{カン}屋^ヤ運^{ウン}上^{ジョウ}割^{カキ}之事
- 一 檢^{ケン}地^チ以^イ後^ゴ取^ク箇^カ竹^{チク}様^{ヤマ}之事
- 一 私^シ領^{リョウ}と入^イ組^{クミ}し御^ゴ用^{ヨウ}の節^{セツ}書^{カキ}上^{アゲ}心^{ココ}得^ロ之事^{ノト} ○ 直^{シキ}糸^{サイ}の名^ナ殿^{テン}付^{ツケ}の事
- 一 諸^{シヨ}納^{ナウ}米^{マイ}金^{キン}同^{ドウ}の候^{コウ}又^{マタ}付^{ツキ}定^{テイ}書^{カキ}之事^{ノト} ○ 穢^エ多^タ煙^{エン}区^ク納^{ナウ}米^{マイ}金^{キン}之事
- 一 巢^ス鷹^{トウ}鳥^カ山^{サン}取^ク計^{ケイ}心^{ココ}得^ロの事
- 一 百^{ヒヤク}姓^{セイ}割^{カキ}合^{カウ}物^{モノ}又^{マタ}付^{ツキ}被^{カケ}仰^{オウ}渡^{ワタ}し品^シ之事^{ノト} ○ 無^ム地^チ高^{カウ}類^{ルイ}辨^{ベン}高^{カウ}之事

- 一 譲鉄炮并舟積鉄炮之事
- 一 傳馬町へ人馬申遣は次第の事○品川附出荷物貫目定書の事
- 一 中材伐出場附繪図の事
- 一 山の木立見様之事○立木根伐之事
- 一 私取之事○丈物之事
- 一 大木見分之事
- 一 根伐せし木軽重取計ひの事
- 一 渡場出し川下の事○大木水上糸方の事
- 一 材木才詰心得の事○鉄物之事

校正地方落穂集卷之十目錄畢

校正地方落穂集卷之十

信陽 東條耕子藏 校

○鯨分一定法之事

- 一 突鯨 廿分一
- 一 寄鯨 三分一
- 一 流鯨 十分一

右書面の鯨々の処りて相拂候落札金高之内運上はし上候分一定法此
 くの如し尤も御料私領の差別なく御料私領入高あれど右分一割合
 を以て上るあり

一 浦方にて突鯨これらる節ハ入札を相拂ひ落札金高のうち二十分の

一運上差上小事

右を下總国銚子浦鯨の儀に付相定る

寛文九年の定法は寄鯨御料私領入組の処へ寄り小へど御料の方へ割賦の内より半分を御料の者へ下され御料私領より立會合突せし鯨の御料の方へ割賦の内五分一運上き上小事

但し私領入會分郷は流鯨をねある節を市定の通り分け一村高は割付地頭へ之を下さる是を享保九年十二月に代官原新六郎より其趣伺ひの上清しあり

一沖合は流を流を見つけ引付くを流を鯨といふ自然は岸へ寄り流を寄鯨といふ突鯨といふを鯨を見くけ突とめ鯨のことあり依て不時よをふきことあり

流鯨之をりる節注進書の事

一常陸国鹿島郡下津村沖合は長九尋をりる流鯨をねあるに付引付おき小旨延享二年正月注進をねあり小間中勘定所へ早速注進申上小事左の通り

覚

一流鯨一本 長九尋程

常陸国鹿島郡 下津村

右私代官所常陸国鹿島郡下津村沖合へ當正月廿四日流鯨をねあり所見付儀形差し出し右村岸へ引寄せ申上處齋掛おとら相見へ其上切跡おとらあり数日流をりる相見へいよし訴出りし付早速手代差つりし見分吟味致させ追て可申上りへとも先注進申上り

丑七月

御勘定所

○鯨見分罷越の手代吟味心得の事

一流鯨寄鯨ホレありハ勘定所へ届けの節文言の内へ生魚の儀殊ニ数日流せ小旨申小へぞ手間とせ小てと魚次才古く相あり排直段下直又あり申せ小間手代見分の上直ハ拂の積り入札申付ハ拂相済ミ小上繪図入札差上小ヤ仕るぞ小旨書加へ小儀然るべく小あり前々右の趣々々相済ミ小例ナリ

一見分罷越の手代鯨見分以るし惣丈何尋鋪掛その外疵の分見分以るし新切と小箇所の有無を吟味し之々々繪図は志々々々申せ小繪図認め方と脊通と左右二枚腹の方を一枚都て三枚は書せし尤も村

又て前々の振合もろくへきよ由り猶尋ねべきことあり右の繪図面を鋪け其外疵口の寸尺ハ巨細ハ認むべし一諸郷郷へ入札申し觸猶落札の増金ハ吟味以るし此上増金ありか否段申小リ増金の儀を再吟味以るし小へとも此上相増し小てと望る小不也旨と落札入より澄文取むるし

○落札金高ハ勘定所へ書上の事

覓

一流鯨鯨一本 但長九尋二尺寸 常陸国鹿島郡下津村

此代金三十三兩 内金三分吟味ハ付増

右々私代官所常陸国鹿島郡下津村へ引寄せ小流せ鯨の儀先達て小下知伺小外ハ吟味仕り一応伺の上りて相拂ハ申せ小旨仰せ度き

まの付其段見分の手代方へ申つゝはしれは右飛脚夜中罷飯り手代
方より申越しを村へ入札相觸れ処買人共相願ひいと丸鯨をて入札仰
せ付らまの付へとも疵のなど賤と相知を兼小間切分け入札仰せ付らま
の付へを買請ひの手間も相分りて右の分見込にて入札仕候旨相願
ひと付願の通り切分入札申付れ処全体鯨古く其上春暖の候時候ゆし
く小間此上四五日もおとありてへど皮肉油減じ肉腐れ用立ちの
間入札仕り難きよし左へを無益の筋は罷あり小間此下知よと相違
仕りへ共直拂の積入札申付札数三十五枚の内落札書面の通より坐
増金の候再吟味仕りへとも鯨古く此上増金成り難き旨申ひと付漸
く金三分増申付都合代金三十三兩より右拂は申付れ旨申越れ則ち入
札三十三枚外は書付三通繪圖三枚相添へ差し上申り右金高の内十分

一上納^{シヨウノウ}残^{ゼン}金^{キン}村^{ムラ}方^{カタ}へ下^{シタ}されたり追^{オツ}て伺^{カヒ}書^{カキ}差^{サシ}し出し申^{マウ}分^ベり右^{ミドリ}田^タ届^{ツキ}の
為^{タメ}申^{マウ}上^{ノボ}り以上

閏二月

何 誰 印

御勘定所

○十分一取立^{トクダテ}残^{ゼン}金^{キン}村^{ムラ}方^{カタ}へ被^{オモ}下^{シタ}り伺^{カヒ}書^{カキ}の事

覚

- 一流^{イツリュウ}疵^シ鯨^{クジ}一本 但^レ九^ク尋^{ソウ}一^{ヒト}尺^{シヤク}五^{イフ}寸^{スン} 横^{ヨコ}一^{ヒト}丈^{ヤク}三^{サン}尺^{シヤク} 常^{トコ}陸^{リク}国^{クニ}鹿^カ島^{シマ}郡^{グン}下^{シタ}津^ツ村^{ムラ}
- 此^{コノ}代^{ダイ}金^{キン}三^{サン}十^{ジュウ}三^{サン}兩^{リウ} 内^{ウチ}金^{キン}三^{サン}分^{ブン}吟^{イン}味^ミは付^{ツケ}増^{マシ}
- 内^{ウチ}二^ニ十^{ジュウ}九^ク兩^{リウ}二^ニ分^{ブン}水^{スイ}二^ニ百^{ヒャク}文^{モン} 取^{トル}揚^{ヒキ}所^{トコロ}の^ノ者^{モノ}へ被^{オモ}下^{シタ}り分^ベ
- 残^{ゼン}金^{キン}三^{サン}兩^{リウ}一^{ヒト}分^{ブン}永^{エイ}五^ゴ十^{ジュウ}文^{モン} 十^{ジュウ}分^{ブン}一^{ヒト}運^{ウン}上^{ジョウ}
- 村^{ムラ}惣^{ソウ}高^{タカ}百^{ヒャク}廿^ニ六^{ジュウ}石^{イシ}一^{ヒト}斗^ト三^{サン}升^{シヨウ}五^ゴ合^{カフ} 内^{ウチ}分^{ブン}左^サの^ノ通^{トウ}り

高十七石四斗四合五勺

金一分永二百六文三分八厘 市料分

高百八石六斗九升五勺

金二兩三分永九十三文六分二厘 松平清五郎へ被下り分

右と先達て市注進申上置り私代官所松平清五郎知行分郷常陸国鹿島郡下津村沖合に流る鯨のありしに付去月廿四日引上せ訴へ出り間早速手代差遣りいし見分吟味仕り処鯨のりりて上下口先くたふく其上数日海上と流り相見へ切疵数多くなり第一腹下のく切り肉崩を腐居り右鯨は拂の積り料私領村へ入札相めり外処札数三十三枚の内書面の金高りて下津村半兵衛と申るの落札に市坐り間増金吟味仕り外鯨肉腐り油垂り少くゆへ増金仕り難き外音申りへども

再^{サイ}應^{エイ}吟^{イン}味^{メイ}仕^シ金^{キン}三^{サン}分^{ブン}為^ニ増^{ゾウ}合^{ガフ}金^{キン}三^{サン}兩^{リウ}三^{サン}兩^{リウ}とて落^{ラク}札^{シャ}に申^{マウ}付^ケりて依^ヨて流^{リウ}る鯨^{ケイ}の定^{テイ}めの通^{ツウ}り右^{ミドリ}金^{キン}萬^{マン}の内^ノ金^{キン}三^{サン}兩^{リウ}一^{イチ}分^{ブン}永^{エイ}五^ゴ十^{ジュウ}文^{ブン}運^{ウン}上^{ジョウ}金^{キン}其^{ソノ}内^ノ永^{エイ}四^シ百^{ヒャク}五^ゴ十^{ジュウ}六^{ロク}文^{ブン}三^{サン}分^{ブン}八^{ハチ}厘^{リン}上^{ジョウ}納^{ナツ}仕^シり金^{キン}二^ニ兩^{リウ}三^{サン}分^{ブン}永^{エイ}九^ク十^{ジュウ}三^{サン}文^{ブン}六^{ロク}分^{ブン}二^ニ厘^{リン}右^{ミドリ}村^{ムラ}分^{ブン}郷^{キョウ}松^{ソウ}平^{ヘイ}清^{セイ}五^ゴ郎^{ロウ}へ下^{シタ}され残^{ノコ}金^{キン}二^ニ十^{ジュウ}九^ク兩^{リウ}二^ニ分^{ブン}永^{エイ}二^ニ百^{ヒャク}文^{ブン}市^シ料^{リョウ}私^シ領^{リョウ}の差^サ別^{ベツ}あり下^{シタ}津^ツ村^{ムラ}一^{イチ}村^{ムラ}へ下^{シタ}されりやう仕^シり多^タく奉^{ホウ}存^{ゾン}り然^{シカド}るに於^{オケ}て右^{ミドリ}運^{ウン}上^{ジョウ}永^{エイ}四^シ百^{ヒャク}五^ゴ十^{ジュウ}六^{ロク}文^{ブン}三^{サン}分^{ブン}八^{ハチ}厘^{リン}市^シ金^{キン}藏^{ゾウ}へ上^{ジョウ}納^{ナツ}仕^シり當^{タウ}丑^ウ年^{ネン}市^シ勘^{カン}定^{テイ}元^{ゲン}に組^{クミ}仕^シ上^{ジョウ}り積^{ツク}り

市^シ澄^{テイ}文^{ブン}下^{シタ}されり以上

延^{エン}享^{キョウ}二^ニ廿^ニ年^{ネン}二^ニ月^{ゲツ}

何^{ナニ}誰^{タレ}印^{イン}

御^{オノ}勘^{カン}定^{テイ}所^{ショ}

市^シ附^{ツケ}紙^{カミ}書^{シヨ}面^{メン}左^サの通^{ツウ}

一^{イチ}其^{ソノ}方^{カタ}代^{ダイ}官^{カン}所^{ショ}松^{ソウ}平^{ヘイ}清^{セイ}五^ゴ郎^{ロウ}分^{ブン}郷^{キョウ}常^{ジョウ}陸^{リク}国^{クニ}鹿^カ島^{シマ}郡^{グン}下^{シタ}津^ツ村^{ムラ}に此^{コノ}度^{タク}流^{リウ}る鯨^{ケイ}之^ノり

小旨訴出小又付手代差匠々へし吟味の上入札申し付金三十三兩目
拂ひ申付られ小間右金の内申定の通り十分一運上申付られ此内高割
を以て永四百五十六文三分八厘上納以多し金二兩三分永九十三文六
分二厘を分郷松平清五郎へ相渡し残金の儀を下津村へ下され小や
相同し承知せしめ然るに於て七伺の通り取計らひ小料の分運
上永四百五十六文三分八厘取立上納以多し身当丑年申勘定組仕上
申とぞ断本又二百文以上

丑二月

差上申澄文の事

一金廿九兩二分永二百文
右と先月廿四日常陸国鹿島郡下津村へ引付小流也鯨小拂ひ仰せ付ら

鯨小拂の内
村方へ被下り

是都合代金三十三兩の内十分一運上金三兩一分永五十文上納以多し
残金書面の通り相渡し下され請取奉り早速飯村仕り由料松領の差
別あり割賦仕り相ともし申とぞ断本又二百文以上
坐小とぞ後日は相知せしめり小も仰せ付られ小依て澄
文差上申処如件

延享二丑年二月

常陸国鹿島郡下津村

名主 誰印
組頭 誰印
百兼 誰印

何之誰様

御役所

○金山問屋運上割之事

一 豆州青野毛倉野金山元禄十六未年代官小長谷勘左工門の節取立左の

通り

一 砂金一匁より一匁二分まで

無運上

一同一匁三分より二匁二分まで

十五ケ一 一荷上納 十四ケ被下

一同二匁三分より三匁二分まで

十ケ一 右四ケ被下

一同四匁より五匁九分まで

五ケ一 右四ケ被下

一同六匁より八匁まで

三ケ一 右二ケ被下

一同八匁五分より十匁まで

二ケ一 右一ケ被下

右を佐渡荷一荷より出る金目よりあるは書面の運上取立より但出
継一荷とワムを筵一枚と二ツ切と一を半枚と吹より此内へ出継

醬油樽一盃入一ツと定法佐渡荷とワム右の吹一ツ入身の出継
貫目大緊七八貫目あり

一 右同断元元辰年齋藤喜六郎代官のせり江戸町入木村彦七問屋願の
節運上割左の通り

佐渡荷一荷は付

無運上

一 砂金一匁より九分まで

十五ケ一 一荷上納 十四ケ被下

一同一匁より二匁まで

十ケ一 右九ケ被下

一同三匁一分より五匁まで

五ケ一 右四ケ被下

一同五匁五分より七匁五分まで

三ケ一 右二ケ被下

一同八匁より十匁まで

二ケ一 右一ケ被下

○檢地以後取箇付の事

一七月以前の檢地よりへて檢地位付の根取当立毛に對し相應の取箇付
あり七月以後の檢地の場を田畑とも見取よりあり

○私領と入組小用節書上心得の事

一私領と入組小用の儀を書上小節城付を何の誰在所とあるむ
し打ちけりし領分を誰知行所と認め城地を書ぬことあり

○直叅の名殿付の書事

一代官より在所へ廻状にハレ小節直叅の名を記せしむる時を
何の誰殿と書く法ありしを上と敬て殿を付くあり

○諸納米金同儀に付定法書の事

一五年貢米京大坂江戸蔵納の節船中より大沢手小沢手蒸米色乘

鼠喰のるんありびよ米性よりしるべし蔵納めあり難き分を買納め

ホよい多るべき筈ありども左様よりてを納主逗留あり其他品々入

用もかゝりし間米手交へふま節と金納より多るべく然るも宛て右

金の儀を米納国々の直段よりしるべし京大坂江戸納めども其節の

市張紙直段米三十五石一付金四兩高銀納めの場所と右割合よりて

米一石一付銀六匁高の積を以て相伺ふべくし

一惣て三分一ありびよ品々定石代其より津出難所の分畑方米納の場所

金納めりんありびよ其年より惣米石代よりしるべし廻米残りの端米ホ

まぶる此類の金納をその時の市張紙直段三十五石一付金二兩高あり

びよ三分一金納よりあり国々も右同断銀納の場所を右の割合を以て三

分一直段米一石一付銀五匁高の積あり

○穢多煙に納米の事
一 穢多煙に持高近年貢近年金納に相成処当年より古来の通米金銀を相納め小等より間外並の通り諸役から物当寅年より取立申すべく
小事

享保七寅年五月

○巢鷹山取計い心得の事

一 巢鷹山よりある村丈配の内よりあると正月初めより羽より
巢鷹の雄鷹餌をいびそのの有無を吟味し若し羽よりあると巢鷹の所をよよく見届けを見分の上注進申し上下知を同あり村方より取り書付の案文を前々の引付よりあると付之を記さ
鷹居上の前又居上の時分を注進するしへど右居上として鷹居来る

ありては依て此くりごとを巢鷹の村方を物成の内より年々鷹扶持を残しせあり其真数を大休鷹匠逗留の日数及び人数を承り合せそのらんべし

○百姓割合物は付仰せ渡され小品の事

一 田地へかくらざる村入用祭礼とを寺社奉加の品の軒別は仕るべく事

但し雨乞の入用地面より其類を高割は仕るべく事

一 山林野高のる前より入會の地相對をりつて村限は割合の事これ
あると宛を本百姓を申すにせむは出作ありびよ水呑家抱小前の者よを人別割は仕るべく事

丑十二月

○無地高の類并高の事

一 無地高のりん村中并高より高きありけりを寺社へをかゝらざるありこれ
と三州長沢村洞泉寺出入後わらざるありは田裁許なりしあり

○讓鉄炮あつび小船積鉄炮の事

一 讓鉄炮の儀を同村の内より受取渡し候儀を代官の了簡をりつと譲り
渡させ伺ひ小及も他村へ譲りたし候ことを決してあり難し

但し當時を他村へ譲りし候儀も伺の上おきど仰せ付られ候事

一 鉄炮舟廻し儀江戸より出鉄炮五十挺せむと浦賀奉行へ印鑑を出し切
手とり候へど浦賀通船せむるあり五十挺余あるとまさと老中の澄
文あつしを通過せむることあり又江戸入鉄炮を縦令一挺りても老中の
澄文よりあつしを通行せむることあり

○傳馬町へ人馬申しつらひ次第の事

- 一 上十五日 京橋傳馬町 吉沢主計
- 一 下十五日 大傳馬町 馬之勘解由

右の通上下十五日宛両方へ傳馬觸申し候に候あり駄賃の儀を馬よ
て人豆申し付げありは朱印下さ候にせり候と人馬より申し越され候
馬多きと候と馬一匹と人足は引かゆることあり候あり但し上十
五日京橋より駄賃傳馬相つとむむと朱印人馬を傳馬町より相勤め
下十五日傳馬町より駄賃傳馬相つとむむと朱印人馬を京橋より相
勤めあり右の心得を觸つらひべし且つ朔日は入用の馬を晦日は
申つらひし觸扶と京橋へ申つらひ候あり十五日は入用の馬觸を十四
日は傳馬丁へつらひ候ことあり

○品川附出し荷物貫目定書の事

一本馬一駄乗掛

廿六貫目

此外蒲團中敷跡付小付ホニ三貫目の用捨仕るべく

一軽尻

十八貫目

此外右同漸

一駄荷一駄

四十貫目

一人足一人持

五貫目

一乗物一挺

六人掛り

一山乗物一挺

四人掛り

長持一棹

三十貫目 但し六人がり

以上

一 江戸より道法百三十七里四丁一間

但し馬次五十六宿

但し宝水四夷年十月地震ニ付道付替り此度十三丁増

上り本荷一駄十高

一銭七貫七十三文

内一貫六百四十二文

同荷ふし駄賃十高

一同四貫六百七十五文

内一貫七十五文

同人足賃銭十高

一同三貫五百文

内八百十文

下り本荷駄賃十高

一同六貫九百四十二文

内一貫二百五十九文

同荷ふし駄賃十高

一 錢四貫五百五十九文

内 一貫二十七文
右 同

同人足賃錢一高

一同三貫四百四十五文

内 七百六十七文
右 同

一 江戸より道法百廿六里六丁一間

但し馬継五十三宿

上り本荷一駄一高

一 六貫六百七文

内 一貫五百三十三文
此度三割増

同荷無し駄賃一高

一 四貫三百七十文

内 一貫七百文
右 同

同人足賃錢一高

一 三貫二百七十五文

内 七百五十文
右 同

下り本荷駄賃一高

一 六貫四百七十五文

内 一貫百六十七文
右 同

同荷無し駄賃一高

一 四貫三百七十四文

内 九百六十六文
右 同

同人足賃錢一高

一 三貫二百廿五文

内 七百二十五文
右 同

右一高の外荒井桑名船賃兩所合て

荷物一駄一高百四十六文

内 三十一文
右 同

馬一匹口付とも百四十五文

内 三十一文
右 同

人足一人一高五十七文

内 十二文
右 同

一 江戸より道法合百十九里十五丁五十三間
草津より道法合百十九里十五丁五十三間
上り本荷一駄一高
但し馬継五十一宿

一五貫九百四十八文

内一貫文
此度三割まし

同荷ふし高

一三貫九百一十文

内六百五十一文

同人足賃銭メ高

一二貫九百七十五文

内五百文
舟路共馬次四宿

一佐屋路道法合九里

上り本荷駐賃

一二百四十二文

内三十九文
二割まし

同荷ふし

一百五十八文

内二十六文

同人足賃銭

一百廿二文

内廿文

右の外佐屋より桑名までの舟賃左の通り

荷物一駄三十一文

内八文

馬一匹口付も四十二文

内一文

人足一人十七文

内三文

一水戸佐倉道水戸佐倉宿を助郷村より水戸家往還の舟賃

一江戸より千住宇都宮道法三十六里十二丁廿間但し馬次廿三宿

一通り日光坊中逆馬次道法三十六里十二丁廿間但し馬次廿三宿

本荷一駄一高

一一貫五百十五文

荷ふし一駄一高

内百十四文
二割まし

一貫五十文
人足賃之高

内百廿五文
右内

一七百八十九文

日光道中より至生通道法三十五里半廿間但し馬次十九宿

本荷一駄之高

内二百五十文
右内

一貫五百二文

荷ふし之高

内百六十四文
右内

一九百九十四文

人足賃之高

内百廿一文
右内

一七百五十一文

甲州通より信道法合五十三里二丁廿三間 但し馬次四十四宿

本荷駄賃之高

内四百三十一文
二割まし

一貫五百七十八文

内二百七十九文
右内

一貫七百四文

内二百三十六文
右内

江戸より奥州道法七十七里三十一丁半 但し馬次三十九宿

一岡より水沢まで八里 同所より荒濱まで十三里

一同所より米沢陣屋まで十六里 川井後所まであり川井より 高畑後所まで三里あり

一米沢川井後所より八の戸まで八十六里

一酒田湊より品川まで海上三百七十九里

一荒濱より品川まで海上百二十九里

○市林伐出し山場所繪図の事

市林の内字何と申処伐出し山申付らば先づ見分を罷り越し小ソ其
林付の村方へ着し名主組頭と申す右市用の趣と申しし伐し
場所の様子手配の次第と熟と相方々名主組頭と案内として右林
の境通りを見分をばし百姓山の境と境通りは堀切あるものあり此
筋は水繩を引き方角をより間数方角見切の所を字と帳面を記すべし
右のやうにして境と見分あり尤終の所の字を記すべし右市内山の
平尾崎を見取繪圖をばしこれを惣圍の境とするためあり又林内
大山ありと字切り尾崎切上を峯境下を根通る際限を立て場所を見
積り切出山と名の内よこを境と引くべし仕方前を記すとししけ

伐出し山の分をこねれ又其字地境と所の役人ども案内のゆゑ人
足と以て境通と筋分をよせ見切の所は杭と打ち向ふの見留へも杭
と打合せ元杭より番付として向ふ前へ見通しを棹と立棹の先へ
添えて見盤を以て見通し一番より二番へ何の何歩と方角間数と帳
面記すべし間数と水繩と此のごとく見清し置換体の山繪圖を見取
大繪圖よりて伐出し所より見分をあり尾崎多く繪圖面を分り
難たときと右の形をばし繪圖を分りあつて別段大繪圖と右の境
所へくばせ繪圖をしつゝひと疊繪圖よりてもよし然しあつて
巧者の入ることあり

○山の木立見やうの事

一山の木立と見分をばし先づ峯通り半腹通り裾通りと三段を見

べし此見やうを峯通りして木立の厚薄を見坪場の中分の所を十坪
 とも百坪とも境を極め其内して何百何十何本と見つても繪圖面の坪
 数へ乗じ大凡の木数をともと才一ありゆて一本ごとく片端より其
 木の皮を削りて番付をとりし寸尺を廻して大サと見る巻がよみてべ
 し又其木の大小は元伐文を三四尺成を五六尺ツ、ものこし其上
 の方にて大サとともあり階子を用 勿論元伐文の中分とも廻りとり
 右木品番付と記し大サと帳に記をべし長サを伐倒して後よりてよ
 し帳面に地取としておへし半腹裾通りもくは同じ
 一惣て峯通りを尻強く當りゆへ木の音ちゆしく延少して曲り木勝あり
 大体を松多たをあり然れども峯に生じし松を大さをもくく木筋
 袖ちきてそが田内へ梁引物にたより格別強し惣て松を何むどの

重と受てもあるむことなし況んや峯生の松を尻雨よるを少しと
 たりたりて育つゆへ別して強く水も腐せぬをし中腹と木立茂り
 るのありらば依て大木を少ふくねとも木の延をよれまうあり裾の
 方を木まじりして雑木多たをあり杉檜のふん別して育ちよし
 杉檜を湿氣と好むゆへあり尤も風は當らざるゆへ真直に育ちて大木
 多たをあり
 一木立の内大木の間を雑木切鎌切木の雑木ゆるものありくねを別し
 て木立は厚薄ゆるものあり是のゆへも中二三間長十間などもあり
 とくせ束に結ひ何尺廻り一坪何束と見て平均を考ふべし尤も大木の
 近所を生立薄たりのあり是れを勘弁して惣体の坪へつけ束積うを
 りあり右と大サ違ふぬものあり

一 右伐出し山請負人へ申し付られり見分のてた立合ふべし尤も
 山元の名主組頭長百姓市村守平とてソグ建立合ふべきことあり勿
 論繪圖書物ホへと右の者ども立合印形と取らべし右山請負人へ引き
 かるしハワド木数木品の寸間と目録よりし右木数立木と請り
 小旨ありびよ由定杭境通りのわう一切差違申をぬじた飲その外件
 くと付てと締り証文を取らべし

一 書物と繪圖と其場所ととべ相違ふたやうな念と入てきたらむべし
 右伐出し山の儀は付村方より取らべき証文もろはあり然しふかり
 其節の時宜よりべし
 一 五分一らうひを三分一山分りしハサつと右分ハ場所と繪圖とを
 委しく分りハやうきたらむべし山分の儀何方より何方まで何と境と

字と銘とこれと記とをべし

一 山の木立大方此のごとくふせとも山の模様よりて一際よと定め難
 し日受風當りホうて次第よりあり木品も之は准を

○立木根伐の事

一 山の木立を裾通より伐初るものあり山出しの勝手よりたものあり先
 づ伐らべき場所を鎌新苗木と新て足場とよりして伐らべし麓界の費
 もふく働も仕とれたるは根伐をよふは倒たまき方なり峯の方へ倒
 たが至てよりしたる若し左やうふり難きとれたを左右へ返はべし谷
 の方へを必と返るべうは山出し成り難きものあり此心得りて下よ
 り段々上へ伐のたは山出しのた人夫ホのわうと少く働も仕とく
 して足代苗木ホの費もふし

一 山の木を伐る時は足代を掛け木の返る方へ留木とせしめ丸木を仕りけるあり是を木の損せぬ為且と大木取扱ひの為あり

一 清算人山師ふとの伐るに地上六七尺置て伐るありはよく足代とせしめ札二三人と廻り伐るあり根より伐て直に打返すと此を木の真ぬるることあり地上六七尺も置て伐放し切口を下へておし落せど立木のまゝはて自然に返るあり是も返る方と極め仕りけとせしめ倒すをあり

一 右の切口へ改役人極印を打あり勿論材木へも打べし其上前条は記を所の長サ寸尺を書加ふべし又切株の長サ切残しの寸尺をも書加ふあり尤も前々見分の節の書物は引合ふべし

一 切株を大方下直に入札するものあり然れども上木の分を別けて木目

よりしむ故直段より割のよたりのあり檜楯ふと樽木とあり是は心得りたるべし

一 格別の大木を焼伐といふよるることあり是を木の根元五六尺の間と八角十文字に貫穴のごとく彫込と廻りを柱のごとくは切のこし惣休めて持せおき右の穴より焼草を入れて焼くあり火のともかぬ所へを火と配り廻りの切りのこしを一齊に焼切ゆくよるべし一齊に焼切て後根の上より立を徐くと返るあり尤も木の内外より焼草をうけて焼くべし左ふたときを一度よさうひゆるものゆへにけることあり心得べし

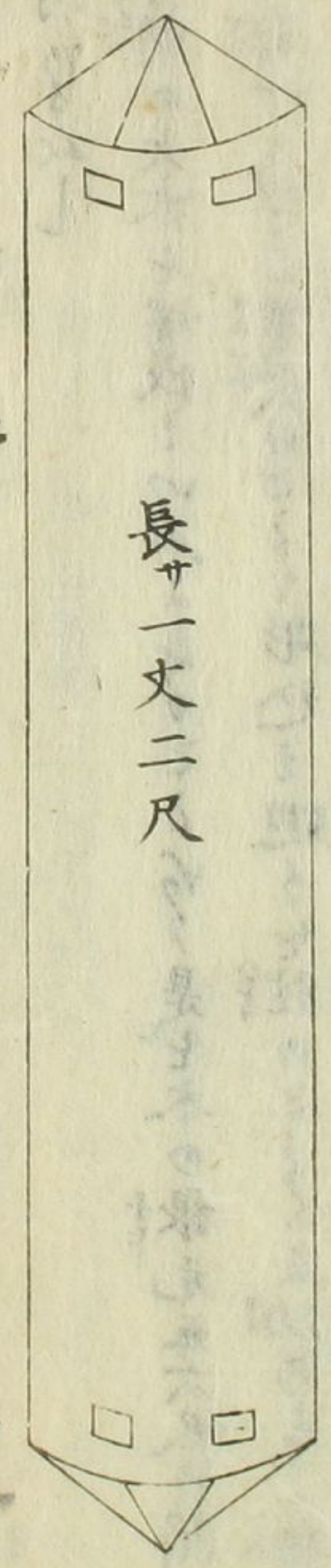
○ 杣取の事

一 五寸角以上と杣取といふ五寸角以下とをとり取といふあり

一五寸角以上を一方一寸五分宛鳥目代と立るあり四方一寸五分と引落し一尺角あると尺角とひよ
一五寸以下を鳥目ふし六寸角して五寸角立りあり然るを一面五分宛引立るるれを鳥目のさくうだけ引く心あり

○丈との事

一十二丈物とひよを突中頭より内を一丈三尺よりあり一尺の余分の穴代五寸ヅの積りあり正味一丈二尺ある図左のごとし



此ときん頭を川下の節石へ突みけても碎るぬ用心ふしを穴を海へ

出しとれりやひく筏なるあり

一格別の大木を鉄物ととめるあり尤も小口より三尺目かどよかけの故其心得を以て根伐丈も積りつづめあり然し通例の木ととらん頭にて用るあり

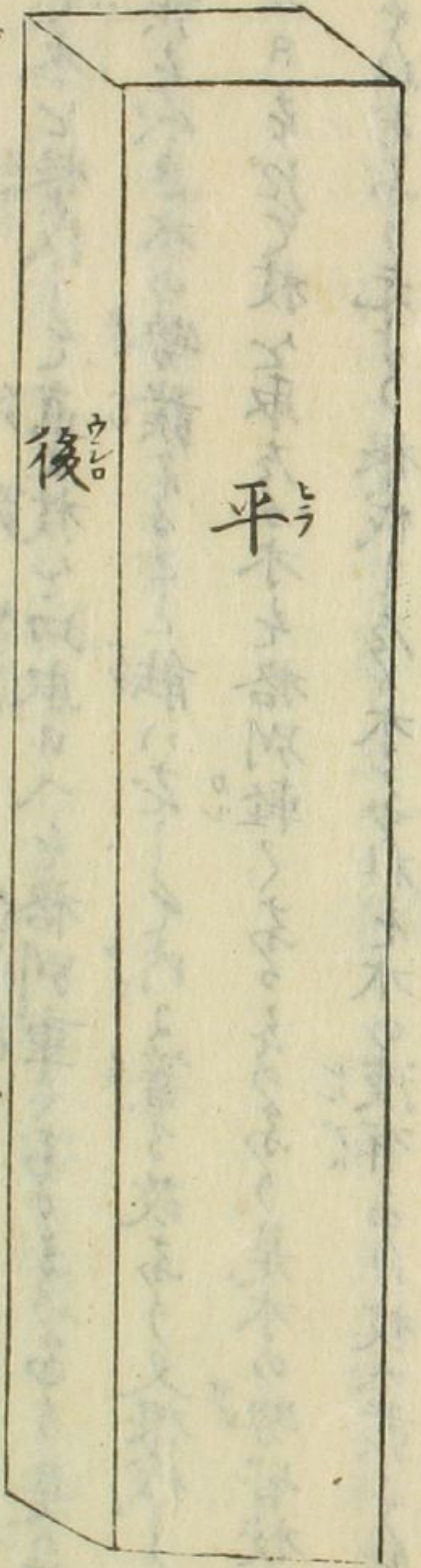
一板を六尺五寸取り一坪と凡十三丈の割あり

○大木見分の事

一用木見分又罷越しれり先水筋を念と入て見ろべし若し木よりべららど取せともべし腐入りあり又杵をたうせ見べし。むく音のなるを内よりろり此のごとく改めむくよろしきと見ぞ足代と組せゆる前又高を積ろべし是を注文通りと山の険しき処又を木立ちみし汗を自由に見へ難きものあり是亦を大概木の元より

山の上の方へ勾配をとり其木と見通しを知らべし間数注文は合を足代を組せ後平を改べし

一 末口改様ハ目通の寸尺を取り一間何分おとりとて間数をかけて知らべし尤も平をわけろ太サを取らり又山師の法を目通りより上一間を六分五厘づく引て末口の廻りまとも大方合ふりのあり然まども山を寄る木品を寄る或を木の育ちよりて一様あつて心得あてを叶ひがくし但其木は由て二三間の間の劣を見準して大数を知らべし木よりて劣らふし六七間も走らり又急なけり細らり少しづ劣らふらりて一概を取がし只大凡を知らるるあり
一 後平を改むに足代を注文通り間数と出し曲尺と出し下がりを見べし後平とワカを左のごとく



右図の如く平はありむら後には筋ありむら疵の有無を改むことあり

一 松を注文より末口少し劣らるる用捨るる用木はあり是松の木を上へ重くとわくるむら上へ反らるる外の水より格別丈夫ありより引物ホは用る故あり

一 右平物を立木を後平の中長を積らり惣て此の如く大木山出しのむらし外を小口は巻鉄をして包むらて小口より二尺程おきて網穴

と彫り夫より四尺布どおぢく又鉄の輪を以てやるあり元末居る平ら
うちあを見立べし中程曲うなりても少しキリを見へぬものあり尤も
塚の立やうして用ひらうと其のあり只水性をよく吟味をべし勿論
右の類を右用承り小節同ひたるがとろし注文通りの木をたふす時
為ま右用捨の布どをも伺ひ置かへを差支へあるものありまて懐を
廣く吟味を念を入注文は合外やうに掛専一あり

○根伐のむし小水軽重取計ひの事

一都て木と根伐して直枝と切取かへを格別重くあるものあり是は枝
へ誤るべき木の勢誤ること能いなり内は籠る故あり又根伐して
四五日をば枝と取たる木を格別軽くあるものあり是木の勢皆枝は
誤るれどあり元より根伐したる木もねど木の液有る枝へ誤るれど

続く勢ふきゆ内ういま空虚とありて軽くあるなり是山師の秘事な
り

○渡場出し川下げの事

一右根伐のむしたる木山より谷へ下し谷川を流を初め場所の平地を見
立此所は小屋を掛け川流しの木拵として川へ入りあり是を渡場と云
谷川水増の時も又小水のとれり川流し出来兼ねるものあり中水の時を
最もよくとれり谷川より大川の間を二三ヶ所も一切をして川上は
水を湛へ材木を入せ一番のヤ切を開き水の流れを乗せ材木を流
すを多し水流緩くあるときハ二番のヤ切を切をふし水は勢を付て流し
此の如くして大川まで流し大川口は又小屋を掛け川入の木数を改め
段々下とあり尤渡場出しの節も木数を改め木品寸尺かと帳面を記

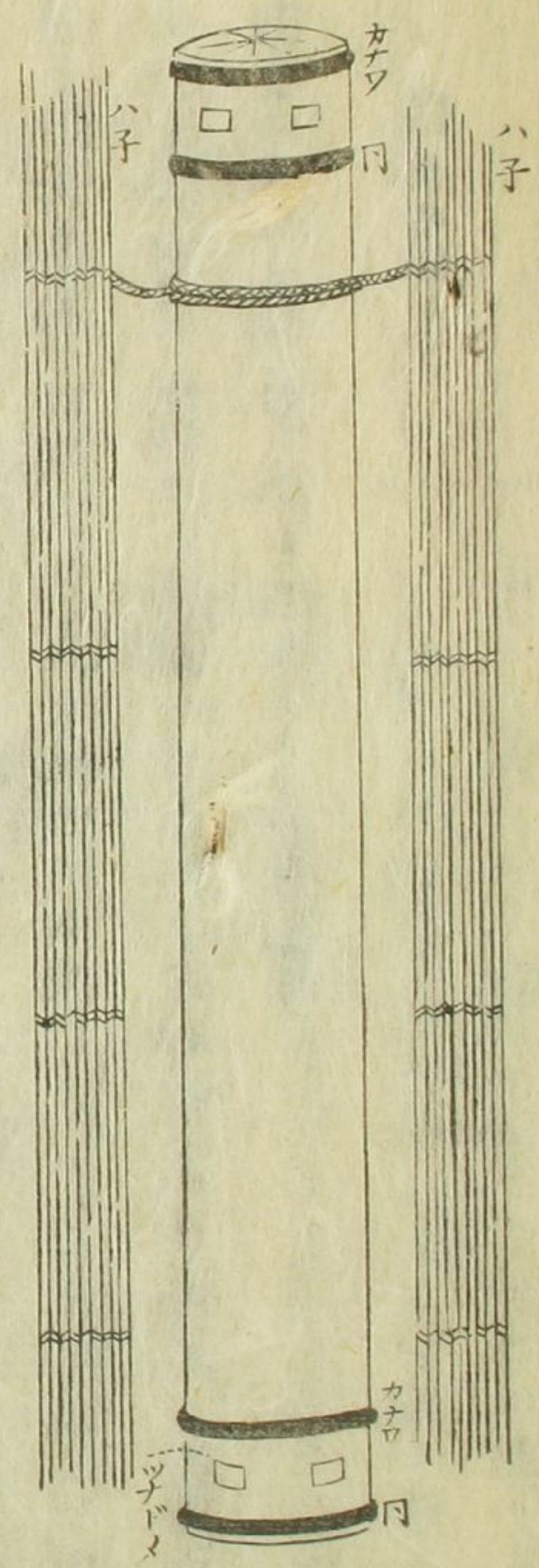
し多あり而して川村の村へ前より廻状を出し由用水川通り
て粗末の儀をぬふまやうにゆりし洲が石の節を人足を出し取
つし川下げ滞りゆり見廻り申さば音多き急雨出水の節
材木何方へ流を散りとも隠し坊の注進申とをたふどの文言を料
所私領とも相觸をせし勿論材木の印を一樣より蓋彫りたるふ
り又大川の末海への取付ごらふ揚場をこしらへ爰より小屋をかけ役
人詰居て材木を水揚りし木数す間小と改めりゆり廻船は積り廻
とあり

○大木水上乗方の事

一大木を乗るは竹左右は唐竹とて羽と付べし尤も其木の太長は应じて
竹の束数羽の開を増減あり但し藤繩とて丈夫は結付べし右より

竹の竹やうを其木と羽の間を明て竹と水と別は流り様はかゝるこ
海又を川よても其木の流を勢ひは志たうひ左右の明やうは品たり流
き早た川よても間を廣くせり然し余り廣くせを網延して羽
竹格別は下りせりよるよる其木の綱めど細木を通し其木へ羽の鼻
と持せりあり大体浅州川ふどの流りてを間と一間をとも開てよし流
早くたうせの川よても二三間も引をあるあり海と乗るも右の心得あり
但し引舟傳馬と付べしこれを難風水の為よし又水用木海上を廻
らんと其をよりの浦へ浦觸と出をありるゆりよる材木は別茶ふ
たふあり又羽りる木を沈むことありあり

図左の如し



○材木才詰心得の事

一材木才詰とソウヤウの物とも尺角十二丈^{即ち一丈二尺あり}物本法あり

一寸棒とソムと一寸角一丈二尺^{の木をソム}

一才とソムと一寸六面の木をソム^{即ち此のごとく知るなり}双六の賽の形より^{唱ふる}物の然まども才の字を用ふ

一尺角十二丈の木を寸棒一本より坪一万二千切あり^{より十二を定法として才坪を除き尺角は何十何本何分何厘と知るなり何分何厘は十二を乗じて何分何分とあるなり}

一寸棒一本の才坪百廿切あり

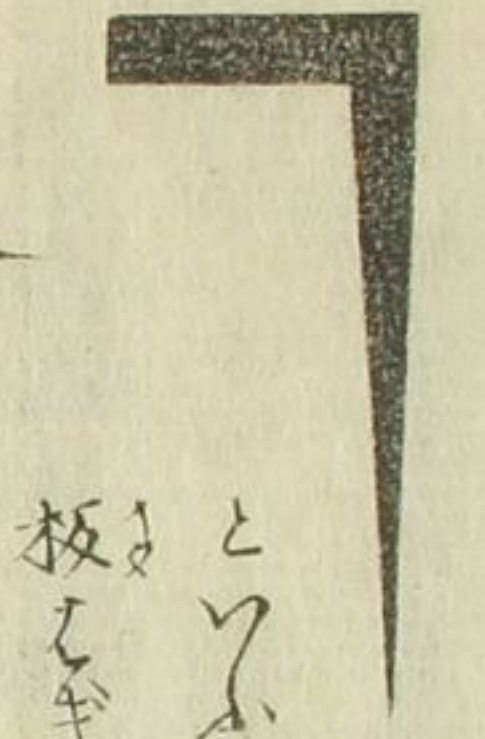
一尺角板取鋸目一通り二分ツ定法あり此才坪二百四十あり^{依て挽減定法二十四と定め通り数へ此定法を乗じ引減の才坪を知り物体の内にて減残は残有坪は立るなり一通り寸棒二本引くあり}

一板削り代も両面削り二分引あり^{片面一分の積り}右の心得と以て板敷へ^{乗じ減と立るなり}依て両面削り^{を二十を乗じ}

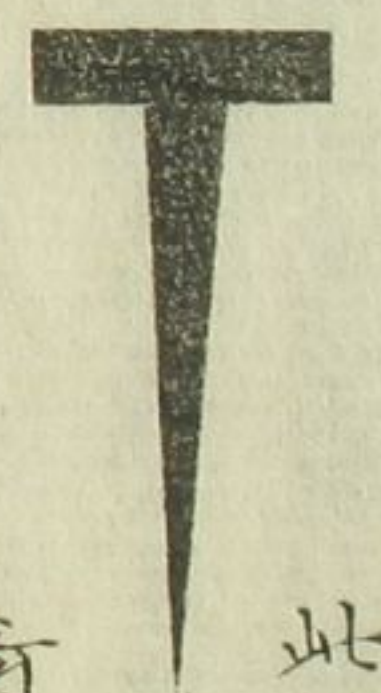
一以樋橋とも帯坪詰を別段にせざる^{ことあり}故に帯坪の長と取り

厚巾と糸どと坪と誥るあり然るときと帯の木のち分坪余計ふとど
も其代り概栓のう坪敷入らげる法ありども是とて差引とてこと
あり

○鉄物の事

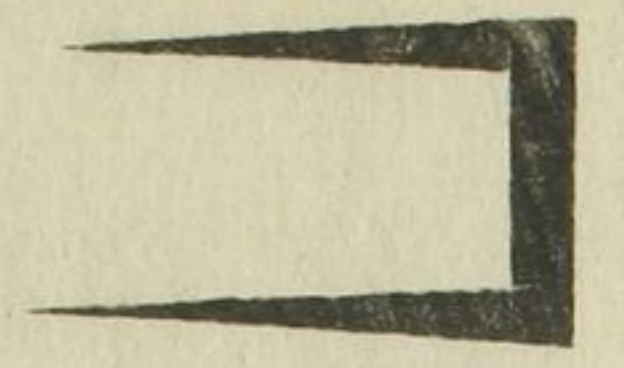


此形の釘と永釘
とつふ是と以樋中の測
板と目へ打つあり



此形の釘と甲釘
とつふ常の
釘のことあり

此形の鋸ノコギリ両作とも手ちりひともつあり
樋イリ鳥居柱側
板へ取付る余とて用ゆるあり



是と常の鋸ノコギリあり

右の長サ太サ凡所頭ホと記し一本一挺一本の目方數を記し本敷へ挿し
貫目ツラメと積ツモり代を付るあり

東京 大月忠興校

校正地方落穂集卷之十畢

林正地方治集
卷之十

林正地方治集
卷之十
[Faint vertical text within a rectangular border]

